特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
22	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
本市は、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
宇土市長

公表日
令和5年12月7日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務
②事務の概要	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録，管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	ワクチン接種記録システム（VRS）、健康管理システム（住民健診）、中間サーバ、団体内統合宛名システム

2. 特定個人情報ファイル名
コロナ予防接種ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項 別表第1 10の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第10条 ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第6号(委託先への提供)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報照会：番号法第１９条第８号及び別表第二１６の２項 情報提供：番号法第１９条第８号及び別表第二１６の２項及び１６の３項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長

6. 他の評価実施機関
―

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	宇土市健康福祉部健康づくり課 〒869-0492 熊本県宇土市浦田町51 電話0964-27-3324

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	宇土市健康福祉部健康づくり課 〒869-0492 熊本県宇土市浦田町51 電話0964-27-3324

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月11日	Ⅰ.1. ②事務の概要	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録，管理し，他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録，管理し，他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に，接種者からの申請に基づき，新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	変更は，事務の概要の追加のみであり，しきい値判断の結果に変更がないため
令和3年11月4日	Ⅱ．4．②法令上の根拠	・番号法第19条第15号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	変更は，根拠法令の改正に伴う号ずれのみであり，しきい値判断結果に変更がないため
令和3年11月5日	Ⅱ．1（いつ時点の計数か）	令和3年3月16日時点	令和3年10月31日時点	事後	変更は，確認日の更新のみであり，しきい値判断結果に変更がないため
令和3年11月5日	Ⅱ．2（いつ時点の計数か）	令和3年3月16日時点	令和3年10月31日時点	事後	変更は，確認日の更新のみであり，しきい値判断結果に変更がないため
令和4年2月24日	Ⅰ．1．③システムの名称	ワクチン接種記録システム（VRS）	ワクチン接種記録システム（VRS），健康管理システム（住民健診），中間サーバ，団体内統合宛名システム	事前	情報提供ネットワークシステムによる情報連携の実施に関する変更のみであり，しきい値判断結果に変更がないため
令和4年2月24日	3．法令上の根拠	・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項 別表第1 10の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第10条 ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事前	情報提供ネットワークシステムによる情報連携の実施に関する変更のみであり，しきい値判断結果に変更がないため
令和4年2月24日	4．①（実施の有無）	［　実施しない　］	［　実施する　］	事前	情報提供ネットワークシステムによる情報連携の実施に関する変更のみであり，しきい値判断結果に変更がないため
令和4年2月24日	4．②（法令上の根拠）		情報照会：番号法第19条第8号及び別表第二16の2項 情報提供：番号法第19条第8号及び別表第二16の2項及び16の3項	事前	情報提供ネットワークシステムによる情報連携の実施に関する変更のみであり，しきい値判断結果に変更がないため
令和4年2月24日	Ⅱ．1（いつ時点の計数か）	令和3年10月31日時点	令和4年1月31日時点	事後	変更は，確認日の更新のみであり，しきい値判断結果に変更がないため
令和4年2月24日	Ⅱ．2（いつ時点の計数か）	令和3年10月31日時点	令和4年1月31日時点	事後	変更は，確認日の更新のみであり，しきい値判断結果に変更がないため
令和4年2月24日	Ⅳ．6情報提供ネットワークシステムとの接続	［○］接続しない（入手）［○］接続しない（提供）	［　］接続しない（入手）［　］接続しない（提供）	事前	情報提供ネットワークシステムによる情報連携の実施に関する変更のみであり，しきい値判断結果に変更がないため
令和4年2月24日	Ⅳ．6情報提供ネットワークシステムとの接続（目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か）	［　　］	［　十分である　］	事前	情報提供ネットワークシステムによる情報連携の実施に関する変更のみであり，しきい値判断結果に変更がないため
令和4年2月24日	Ⅳ．6情報提供ネットワークシステムとの接続（不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か）	［　　］	［　十分である　］	事前	情報提供ネットワークシステムによる情報連携の実施に関する変更のみであり，しきい値判断結果に変更がないため
令和4年11月1日	Ⅱ．1（いつ時点の計数か）	令和4年1月31日時点	令和4年11月1日時点	事後	変更は，確認日の更新のみであり，しきい値判断結果に変更がないため
令和4年11月1日	Ⅱ．2（いつ時点の計数か）	令和4年1月31日時点	令和4年11月1日時点	事後	変更は，確認日の更新のみであり，しきい値判断結果に変更がないため
令和5年11月1日	Ⅰ．5．①部署	健康福祉部新型コロナウイルス感染症対策室	健康福祉部健康づくり課	事後	変更は、部署名の更新のみであり、しきい値判断結果に変更がないため
令和5年11月1日	Ⅰ．5．②所属長の役職名	新型コロナウイルス感染症対策室長	健康づくり課長	事後	変更は、所属長の更新のみであり、しきい値判断結果に変更がないため
令和5年11月1日	Ⅰ．7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	宇土市健康福祉部新型コロナウイルス感染症対策室 〒869-0492 熊本県宇土市浦田町51 電話0964-22-1111	宇土市健康福祉部健康づくり課 〒869-0492 熊本県宇土市浦田町51 電話0964-27-3324	事後	変更は、課名及び電話番号の更新のみであり、しきい値判断結果に変更がないため
令和5年11月1日	Ⅰ．8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	宇土市健康福祉部新型コロナウイルス感染症対策室 〒869-0492 熊本県宇土市浦田町51 電話0964-22-1111	宇土市健康福祉部健康づくり課 〒869-0492 熊本県宇土市浦田町51 電話0964-27-3324	事後	変更は、課名及び電話番号の更新のみであり、しきい値判断結果に変更がないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月1日	Ⅱ．１（いつ時点の計数か）	令和４年１１月１日時点	令和５年１１月１日時点	事後	変更は、確認日の更新のみであり、しきい値判断結果に変更がないため
令和5年11月1日	Ⅱ．２（いつ時点の計数か）	令和４年１１月１日時点	令和５年１１月１日時点	事後	変更は、確認日の更新のみであり、しきい値判断結果に変更がないため